

第7回「子供の貧困対策支援委員会」

(書面開催)

2021年12月14日

議 案

(報告事項)

- 全国銀行協会との子ども・若者の貧困対策等に関する連携・協力（MOU締結）について

以 上

全国銀行協会との金融経済教育の推進及び子ども・若者の貧困対策に関する連携・協力（MOU締結）について（案）



社会課題

- 我が国が超高齢社会を迎えた中、多様化するライフプランに応じた生活資金の確保に向け、**個々人が安定的な貯蓄や資産形成に取り組むために**、若いうちから「生活スキル」としての**金融リテラシーを向上させていく必要がある**。
- 我が国では、7人に1人の子どもが相対的貧困状態にあると言われており、**子どもや若者の貧困問題の放置は将来的に大きな社会的損失になると危惧**されている。

日証協・全銀協でMOU締結
～2021年12月27日付（予定）～

①金融経済教育の推進、②子どもや若者の貧困対策について
証券界・銀行界双方の人的・物的・知的資源の活用、連携・協力により、社会課題の解決に貢献

連携・協力事項

- ① **金融経済教育における講師人材の共同利用（※）**
⇒ 講師派遣事業の全国展開、全都道府県への講師配置に向けた連携・協力、講師の知識・スキル向上
※ 日証協の「金融・証券インストラクター制度」を全銀協にも導入し、両協会に登録したインストラクターを共同で活用する予定
- ② **子どもや若者の貧困問題対策における連携・協力**
⇒ 両協会の会員への情報共有など、両業界の取組み水準の向上
- ③ **イベント・セミナー等における連携・協力**
⇒ 既存メニューの相互紹介・利用、セミナー共催、コンテンツ共同制作 など

本件は、2021年12月27日に日証協・全銀協の共同記者会見にて公表する予定ですので、それまでの間、情報管理を徹底していただきますようお願い申し上げます。

案

金融経済教育の推進および子どもや若者の貧困対策に関する合意

日本証券業協会（以下「甲」という。）と一般社団法人 全国銀行協会（以下「乙」という。）とは、相互に連携・協力を図ることにより、金融経済教育の推進や子どもや若者の貧困問題の解決に貢献するため、以下のとおり合意した。

1. 目的

我が国が超高齢社会を迎えた中、多様化するライフプランに応じた生活資金の確保に向け、個々人が安定的な貯蓄や資産形成に取り組むために、若いうちから「生活スキル」としての金融リテラシーを向上させていく必要がある。また、我が国では、7人に1人の子どもが相対的貧困状態にあると言われており、子どもや若者の貧困問題の放置は将来的に大きな社会的損失になると危惧されている。

本合意は、甲および乙が有する人的・物的・知的資源を活かし、証券界・銀行界が連携・協力して取り組むことで、これらの社会課題の解決に貢献することを目的とする。

2. 連携・協力の具体的取組み

甲および乙は、「1. 目的」を達成するため、次の事項について連携・協力する。

1) 金融経済教育における講師人材の共同利用

- ①甲および乙がそれぞれの講師人材を共同して利用できるよう措置し、甲または乙、あるいは甲および乙が共同で実施する出張講座や職域セミナー、学校の授業等に講師として派遣する。
- ②甲および乙は、①の講師人材について、全国各地でのセミナー等に対応するために都道府県ごとに必要な人数の講師が配置されるよう連携・協力する。
- ③甲および乙は、②の講師の知識および講義スキルの維持・向上のための研修をはじめ、講師人材の共同利用に当たって必要な施策を協力して実施する。

2) 子どもや若者の貧困問題対策における連携・協力

甲および乙は、両業界における子どもや若者の貧困問題に関する取組みについて、双方の会員への情報共有などを通じて、両業界の取組み水準の向上を図る。

3) イベント・セミナー等における連携・協力

甲および乙は、「1. 目的」に照らし適当と考えられる場合に、以下の取組みを行う。

- ①各種イベント・セミナー等における、既存のメニュー・コンテンツの相互紹介または相互利用

案

②各種イベント・セミナーの共催およびコンテンツの共同作成等

4) その他

甲および乙は、上記 1)～3)に限らず、継続的に金融経済教育の推進および子どもや若者の貧困問題解決に資する連携・協力を検討・実施する。

3. 連携・協力の方法

甲および乙は、「1. 目的」の達成に向けて、相互の連携、調整および協力を円滑に確実に実施するため、担当部署・連絡担当者・連絡先を指定するとともに、担当部署・連絡担当者・連絡先に変更ある場合には、相互にすみやかに連絡する。

4. 定期的なレビューの実施

甲および乙は、連携・協力の取組みの検討・実施のために、「2. 連携・協力の具体的な取組み」に関する事項およびその他両者が必要と認める事項の検討・進捗状況について、定期的（年2回以上）に報告・意見交換を行う。

5. 情報の目的外使用の禁止

甲および乙は、本合意にもとづく報告・意見交換等を通じて相手方から取得した情報については、「1. 目的」以外の目的で使用してはならない。

6. 効力

- 1) 本合意書は、甲および乙の会長が2通の原本に署名したときに効力を有するものとし、甲または乙のいずれかから書面による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。
- 2) 本合意書に定めるもののほか必要な事項については、甲乙協議のうえ、別途定めることができる。
- 3) 甲または乙が本合意書の内容について見直しが必要と判断した場合には、その旨を相手方に申し入れることにより、相互の合意の上で、見直すことができる。

案

2021年 月 日

【甲】 東京都中央区日本橋2-1 1-2

日本証券業協会

会長 森田 敏 夫

署名 _____

【乙】 東京都千代田区丸の内1-3-1

一般社団法人 全国銀行協会

会長 高 島 誠

署名 _____